

条例第 48 号

宇和島市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 12 月 22 日

宇和島市長

岡原文彦

宇和島市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

宇和島市職員等の旅費に関する条例（平成29年条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
目次	目次
第1章 総則（第1条—第13条）	第1章 総則（第1条—第13条）
第2章 内国旅行の旅費（第14条—第27条）	第2章 内国旅行の旅費（第14条—第27条）
第3章 外国旅行の旅費（第28条—第36条）	第3章 外国旅行の旅費（第28条—第36条）
第4章 雜則（第37条・第38条） (定義)	第4章 雜則（第37条—第40条） (定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(5) (略) (6) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員 <u>若しくはその扶養親族</u> 又はその遺族が生活の <u>根拠地</u> となる地に旅行することをいう。 (7) 扶養親族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、 <u>主として職員の収入によって生計を維持している</u> ものをいう。 (8) (略)	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(5) (略) (6) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員_____又はその遺族が生活の <u>根拠</u> となる地に旅行することをいう。 (7) 家族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で <u>職員と生計を一にする</u> ものをいう。 _____ (8) (略) (9) 旅行役務提供者 旅行業者（旅行業法（昭和27年法律第

239号) 第6条の4第1項に規定する旅行業者をいう。) その他の規則で定める者 (この号において「旅行業者等」という。) であって、市と旅行役務提供契約 (旅行業者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第7項において同じ。) を締結したものをいう。

2 この条例において「何々地」という場合には、本邦にあっては、市町村の存する地域 (都の特別区の存する地域にあっては、特別区の存する全地域) をいい、外国にあっては、これに準ずる地域をいうものとする。

(旅費の支給)

第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

(1) • (2) (略)

(3) 職員が死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡の日の翌日から1月以内にその居住地を出発して帰住したときには、当該遺族

(4) 職員が出張のための外国旅行中に退職等となった場合 (当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。) には、当該職員

(5) 職員が出張のための外国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

3 職員が前項第1号又は第4号の規定に該当する場合において、

(旅費の支給)

第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

(1) • (2) (略)

(3) 職員が死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときには、当該遺族

3 職員が前項第1号_____の規定に該当する場合において、

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条第1号若しくは第4号若しくは第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

4 (略)

5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者 (その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下この条において同じ。) が、その出発前に旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）を変更（取消を含む。以下同じ。）され、又は死亡した場合において_____、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった_____金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関等の事故又は天災その他市長が定める事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかつた場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

(旅行命令等)

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条第1号若しくは第4号若しくは第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

4 (略)

5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者_____

_____が、次条第1項の規定により旅行命令等の_____変更（取消を含む。以下同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額_____のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中_____天災その他市長が定める事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかつた場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

(旅行命令等)

第4条 旅行は _____、
任命権者若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行う者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令等 _____
によって行わなければならない。

2・3 (略)

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更する場合には、旅行命令書又は旅行依頼書（以下「旅行命令書等」という。）に当該旅行に関し必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示して行わなければならない。ただし、規則で定める場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。

5 (略)

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更された）旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

(旅費の種類)

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、旅行雑費 _____及び死亡手当とする。

2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、任命権者若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行う者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令又は旅行依頼（以下この条及び次条において「旅行命令等」という。）によって行わなければならない。

(1) 前条第1項の規定による旅行 旅行命令

(2) 前条第4項の規定による旅行 旅行依頼

2・3 (略)

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更する場合には、旅行命令書又は旅行依頼書（以下「旅行命令書等」という。）に規則で定める _____ 事項を記載し、当該事項を当該旅行者に通知して行わなければならない。ただし、規則で定める場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。

5 (略)

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更を受けた）旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

(旅費の種目)

第6条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊手当、宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当とする。

- 3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。
- 5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ1キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。
- 6 日当は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。
- 7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。
- 8 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。
- 9 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程等に応じ定額により支給する。
- 10 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。
- 11 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について、支給する。
- 12 旅行雑費は、外国への出張に伴う雑費について、実費額により支給する。
- 13 死亡手当は、第3条第2項第5号の規定に該当する場合において、定額により支給する。

（旅費の計算）

第7条 旅費は、_____

_____最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむ

（旅費の計算）

第7条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして前条で定める旅費の種目及び第14条から第23条までに定める内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によつて計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむ

を得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

第8条 旅費計算上の旅行日数は、次項の規定に該当する場合を除くほか、旅行のために現に要した日数による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、前条に規定する経路及び方法により旅行した場合に要する日数を超えることができない。

2 第3条第2項第1号から第4号までの規定に該当する場合は、旅費計算上の旅行日数は、前項ただし書の規定により計算した日数による。

第9条 旅行者が同一地域（第2条第2項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。）に滞在する場合における日当及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数が30日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の1に相当する額、滞在日数が60日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の2に相当する額をそれぞれの定額から減じた額による。

2 同一地域に滞在中一時他の地に出張した日数は、前項の滞在日数から除算する。

第10条 私事のために在勤地又は出張地以外の地に居住又は滞在する者が、その居住地又は滞在地から直ちに旅行する場合において、居住地又は滞在地から目的地に至る旅費額が在勤地又は出張地から目的地に至る旅費額より多いときは、当該旅行については、在勤地又は出張地から目的地に至る旅費を支給する。

第11条 1日の旅行において、日当又は宿泊料（扶養親族移転料の

を得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

第8条 (削除)

第9条 (削除)

第10条 (削除)

第11条 (削除)

うちこれらの旅費に相当する部分を含む。以下この条において同じ。)について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当又は宿泊料を支給する。

第12条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。）を区分して計算する必要がある場合には、その必要が生じた後の最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

（旅費の請求手続）

第13条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの

_____は、必要な資料を当該旅費の支払をする者（以下「支出命令権者」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額_____のうちその資料を提出しなかったため、その旅費_____の必要が明らかにされなかつた部分の金額の支給_____を受けることができない。

2～4 （略）

第12条 (削除)

（旅費の請求手続）

第13条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、必要な資料を当該旅費の支払をする者（以下「支出命令権者」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかつた部分の支給又は支払を受けることができない。

2～4 （略）

5 第1項の資料が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるものをいう。次項において同じ。）をもって提出す

5 第1項に規定する必要な資料の種類、記載事項及び様式並びに第2項及び第3項に規定する期間は、市長が別に定める。

第2章 内国旅行の旅費

(鉄道賃)

第14条 鉄道賃の額は、次に掲げる旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金及び座席指定料金による。

(1) その乗車に要する運賃

(2) 急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金

(3) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、座席指定料金

2 前項第2号に規定する急行料金の支給は、次の各号のいずれか

ることができる。

6 前項の規定により第1項の資料の提出が電磁的方法により行われたときは、支出命令権者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該資料を提出したものとみなす。

7 第1項に規定する必要な資料の種類、記載事項及び様式並びに第2項及び第3項に規定する期間は、市長が別に定める。

第2章 内国旅行の旅費

(鉄道賃)

第14条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。第17条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 急行料金

(3) 寝台料金

(4) 座席指定料金

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

に該当する場合に限り、支給する。

- (1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの
- (2) 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道30キロメートル以上のもの

3 第1項第3号に規定する座席指定料金は、特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。

(船賃)

第15条 船賃の額は、次に掲げる旅客運賃（はしけ賃及び桟橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）及び寝台料金による。

(1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、中級の運賃

(2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、上級の運賃

(3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

(4) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金

2 前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、当

(船賃)

第15条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。第17条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃 _____

(2) 寝台料金 _____

(3) 座席指定料金 _____

(4) 前各号に掲げる費用に付随する費用 _____

該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。

(航空賃)

第16条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

(航空賃)

第16条 航空貨は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。次条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付隨する費用

(その他の交通費)

(車賃)

第17条 車賃の額は、1キロメートルにつき37円とする。

第17条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、実費額による ことができない場合には、路程1キロメートルにつき規則で定める額とする。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車
運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段

2 車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第12条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。

3 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(日当)

第18条 日当の額は、別表第1の定額による。

(宿泊料)

第19条 宿泊料の額は、宿泊先の区分に応じた別表第1の定額による。

2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

(食卓料)

第20条 食卓料の額は、別表第1の定額による。

(前号に規定する自動車を除く。) を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項ただし書の場合には、全路程を通算して計算し、路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(宿泊手当)

第18条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は規則で定める1夜当たりの定額とする。

(宿泊費)

第19条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、別表に定める区分に応じて規則で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第20条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第15条から第17条

及び第19条の規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。ただし、包括宿泊費の額がその旅行のために交通機関、宿泊施設等を別々で予約した場合の第15条から第17条及び第19条の規定による交通費の額の合計額を超えるときは、当該合計額とする。

2 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。

(移転料)

第21条 移転料の額は、次に掲げる額による。

- (1) 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第2の定額による額
- (2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額
- (3) 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について支給することができる前号に規定する額に相当する額の合計額）

2 前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際ににおける移転料の定額が職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際ににおける移転料の定額を基礎として計算する。

(転居費)

第21条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第23条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は規則で定める方法により算定される額とする。

3 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第3号に規定する期間を延長することができる。

(着後手当)

第22条 着後手当の額は、別表第1の日当定額の5日分及び赴任に伴い住所又は居所を移転した地の存する地域の区分に応じた宿泊料定額の5夜分に相当する額による。

(扶養親族移転料)

第23条 扶養親族移転料の額は、
次に掲げる額による。

(1) 赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際ににおける年齢に従い、次のアからウまでに規定する額の合計額

ア 12歳以上の者については、その移転の際ににおける職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の2に相当する額

イ 12歳未満6歳以上の者については、アに規定する額の2分の1に相当する額

ウ 6歳未満の者については、その移転の際ににおける職員相当の航空賃の2分の1に相当する額（3歳以上の者が移転する場合に限る。）並びに日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとにその移転の際ににおける職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する金額を加算

(着後滞在費)

第22条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊手当及び宿泊費の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第23条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

する。

(2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、第21条第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について前号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額）を超えることができない。

(3) 第1号アからウまでの規定により日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子を移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。

（在勤地内旅行の旅費）

第24条 在勤地内における旅行については、次の各号のいずれかに該当する場合において、当該各号に掲げる旅費を支給する。

(1) 交通機関を利用する必要がある場合には、これに要する額の鉄道賃、船賃及び車賃
(2) 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊を要する場合には、別表第1の宿泊料定額

2 市長は、職務の性質上常時市内に出張する者に対しては、前項の規定にかかわらず、別に月額旅費を定めて支給することができる。

（在勤地以外の同一地域内旅行の旅費）

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、前号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

（在勤地内旅行の旅費）

第24条 在勤地内における旅行については、次の各号のいずれかに該当する場合において、当該各号に掲げる旅費を支給する。

(1) 交通機関を利用する必要がある場合には、これに要する額の鉄道賃、船賃及びその他の交通費
(2) 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊を要する場合には、宿泊手当及び宿泊費

2 市長は、職務の性質上常時市内に出張する者に対しては、前項の規定にかかわらず、別に月額旅費を定めて支給することができる。

第25条 在勤地以外の同一地域内における旅行については、日当及び宿泊料のほか、旅費は支給しない。

2 前項の規定にかかわらず、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合で、その実費額が当該旅行について支給される日当額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃を支給する。

(退職者等の旅費)

第26条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次に掲げる旅費とする。

(1) 職員が出張中に退職等となった場合には、次のア及びイに規定する旅費

ア 退職等となった日にいた地から退職等の命令の通達を受け、又はその原因となった事実の発生を知った日（以下「退職等を知った日」という。）にいた地までの前職務相当の旅費

イ 退職等を知った日の翌日から1月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等を知った日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費

(2) 職員が赴任中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、かつ、新在勤地を旧在勤地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費

(遺族の旅費)

第25条 (削除)

(退職者等の旅費)

第26条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族の旅費)

第27条 第3条第2項第2号_____の規定により支給する旅費は、次に掲げる旅費とする。

- (1) 職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から旧在勤地までの往復に要する前職務相当の旅費
- (2) 職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新在勤地までの前職務相当の旅費

2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第7号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

3 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、第23条第1項第1号の規定に準じて計算した居住地から帰住地までの鉄道賃、船賃、車賃及び食卓料とする。この場合において、同号中「赴任を命ぜられた日」とあるのは、「職員が死亡した日」と読み替えるものとする。

第3章 外国旅行の旅費

(本邦通過の場合の旅費)

第28条 外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、前章に規定するところによる。ただし、外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃並びに本邦を出発した日からの日当及び食卓料の額又は本邦に到着した日までの日当及び食卓料の額については、本章に規定するところによる。

(鉄道賃)

第29条 鉄道賃の額は、次に掲げる旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金及び寝台料金（これらのものに對

第27条 第3条第2項第2号又は第3号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

第3章 外国旅行の旅費

(外国旅行の旅費)

第28条 本邦と外国との間における旅行及び外国における旅行（この条において「外国旅行」という。）について支給する旅費は、第6条に規定する種目とし、その内容及び額は、別表に定める区分に応じて、国家公務員の外国旅行の旅費の支給の例に準じて市長が別に定める。

第29条 （削除）

する通行税を含む。) による。

(1) その乗車に要する運賃

(2) 公務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合は、前号に規定する運賃のほか、その座席のために現に支払った運賃

(3) 公務上の必要により別に急行料金又は寝台料金を必要とした場合には、前2号に規定する運賃のほか、現に支払った急行料金又は寝台料金

(船賃)

第30条 船賃の額は、次に掲げる旅客運賃（はしけ賃及び桟橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）による。

(1) その乗船に要する運賃

(2) 公務上の必要により特別の運賃を必要とする船室を利用した場合には、前号に規定する運賃のほか、その船室のために現に支払った運賃

(3) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前2号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金（航空賃及び車賃）

第31条 航空賃及び車賃の額については、現に支払った旅客運賃による。

（日当、宿泊料及び食卓料）

第32条 日当及び宿泊料の額は、旅行地の区分に応じた別表第3の定額による。

2 第29条第3号の規定により寝台料金を支給する場合における宿泊料の額は、前項の規定にかかわらず、旅行地の区分に応じた別

第30条 (削除)

第31条 (削除)

第32条 (削除)

表第3の定額の10分の7に相当する額による。

3 食卓料の額は、別表第3の定額による。

4 第19条第2項及び第20条第2項の規定は、外国旅行の場合の宿泊料及び食卓料について準用する。

(旅行雑費)

第33条 旅行雑費の額は、旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税の実費額による。

(外国の同一地域内旅行の旅費)

第34条 第25条の規定は、外国の同一地域内における旅行の旅費について準用する。

(退職者等の旅費)

第35条 第26条第1号の規定は、第3条第2項第4号の規定により職員が出張中に退職等となった場合に支給する旅費について準用する。

(死亡手当)

第36条 死亡手当の額は、第3条第2項第5号の規定に該当する場合には、別表第4の定額による。

2 職員が第3条第2項第5号の規定に該当し、かつ、その死亡地が本邦である場合において同号の規定により支給する死亡手当の額は、前項の規定にかかわらず、第27条第1項第1号の規定に準じて計算した旅費の額とする。

3 第27条第2項の規定は、第3条第2項第5号の規定に該当する場合において前2項の規定による死亡手当の支給を受ける遺族の

第33条 (削除)

第34条 (削除)

第35条 (削除)

第36条 (削除)

順位について準用する。

第4章 雜則

(旅費の調整)

第37条 旅行命令権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により、又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 (略)

第4章 雜則

(旅費の支給額の上限)

第37条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第14条各号、第15条各号、第16条各号及び第17条第1項各号（同条ただし書の規定の適用がある場合を除く。）に掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び渡航雜費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第19条から第23条第1項及び第28条の2並びに第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(旅費の調整)

第38条 旅行命令権者は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他当該旅行における特別の事情により、又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 (略)

(旅費の返納)

第39条 旅行命令権者は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、旅行命令権者は、前項に規定する返納に代えて、当該旅行命令権者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

(委任)

第38条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1 (第18条、第19条、第20条、第22条、第24条関係)

日当、宿泊料及び食卓料 (内国旅行)

区分	区分	日当 (1日につき)		宿泊料 (1夜につき)		食卓料
		県内	県外	甲地方	乙地方	
特号	市長	500円	3,000円	14,800円	13,300円	3,000円
1号	副市長及び教 育長	500円	2,600円	13,100円	11,800円	2,600円
2号	上記以外の者	500円	2,200円	10,900円	9,800円	2,200円

備考宿泊料の欄中、甲地方とは東京都内の特別区の存する地域及び政令指定都市をいい、乙地方とはその他の地域をいう。

第40条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第2 (第21条関係)

移転料

区分 未満 の職務にある者	行程50 キロメートル未満	行程50 キロメートル未満	行程10 ル以上	行程30 ル以上	行程50 ル以上	行程10 ル以上	行程15 ル以上	行程200 以上
	一ト ル	一ト ル	メート ル以上	メート ル以上	メート ル以上	メート ル以上	メート ル以上	メート ル以上
	未満	以上10 0キロ	ル以上300キ メートル未満	ル以上500キ メートル未満	ル以上1000キ メートル未満	ル以上1500キ メートル未満	ル以上2000キ メートル未満	以上
行政職 7級 の職務に ある者	126,000 0円	144,000 0円	178,000 0円	220,000 0円	292,000 0円	306,000 0円	328,000 0円	381,000 円
行政	107,000 0円	123,000 0円	152,000 0円	187,000 0円	248,000 0円	261,000 0円	279,000 0円	324,000 円

務								
に								
あ								
る								
者								

別表第3（第32条関係）

日当、宿泊料及び食卓料（外国旅行）

区分	区分	日当（1日につき）			宿泊料（1夜につき）			食卓料（1夜につき）		
		指 定	甲地 方	乙地 方	丙地 方	指 定	甲地 方	乙地 方	丙地 方	食卓料（1夜につき）
		都 市				都 市				
特号	市長	8,300	7,000	5,600	5,100	25,70	21,50	17,20	15,50	7,700
		円	円	円	円	0円	0円	0円	0円	円
1号	副 市	7,200	6,200	5,000	4,500	22,50	18,80	15,10	13,50	6,700
	長 及	円	円	円	円	0円	0円	0円	0円	円
	び 教									
	育長									
2号	上 記	6,200	5,200	4,200	3,800	19,30	16,10	12,90	11,60	5,800
	以 外	円	円	円	円	0円	0円	0円	0円	円
	の者									

備考

1 指定都市とは、市長が定める都市の地域をいい、甲地方とは、北米地域、欧州地域及び中近東地域として市長が定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で市長が定める地域を

いい、丙地方とは、アジア地域（本邦を除く。）、中南米地域、大洋州地域、アフリカ地域及び南極地域として市長が定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で市長が定める地域をいい、乙地方とは、指定都市、甲地方及び丙地方の地域以外の地域（本邦を除く。）をいう。

2 船舶又は航空機による旅行（外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。）の場合における日当の額は、丙地方につき定める定額とする。

別表第4（第36条関係）

死亡手当

<u>区分</u>	<u>区分</u>	<u>死亡手当</u>
特号	市長	640,000円
1号	副市長及び教育長	520,000円
2号	上記以外の者	400,000円

別表（第19条、第28条関係）

<u>級</u>	<u>区分</u>
1	市長、副市長及び教育長
2	上記以外の者

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。
(経過措置)
- この条例による改正後の宇和島市職員等の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行

日」という。) 以後に出発する旅行に係る旅費について適用し、同日前に出発した旅行(以下「施行日前旅行」という。)に係る旅費については、なお従前の例による。ただし、施行日前旅行に係る旅費を変更する場合において、新条例の規定は、施行日以後の期間に対応する分について適用し、同日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。